平成３０年（フ）第１６号
茨城県鹿嶋市大字志崎654番地
債務者　飯田　暁子（旧姓宮久保）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　碧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第８８号
名古屋市名東区大針３丁目５番地　シャンポール大針Ⅱ　201号、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
債務者　一の矢こと　東條　筑後
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２２号
北海道旭川市豊岡８条５丁目６番13号フジハイツアルファ　206号室、申立時の住所北海道旭川市豊岡10条５丁目２番９号　３Ｆ－１
債務者　山下　慶子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
富山市古寺495番地３　県営住宅３棟201号、前住所富山市山室荒屋新町409番地
債務者　久野　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　貞義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０６０号
大阪府八尾市高砂町２丁目12番地　府営住宅17―559号
債務者　吉永　大介
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋　　祐香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２５号
大阪府富田林市若松町１丁目９番３―307号、前住所大阪府富田林市清水町３番11―1101号
債務者　津田　飛馬
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３１２号
愛知県豊川市国府町下坊入30番地の１　ダール・フルート206号、申立時の住所愛知県一宮市西五城字中切29番地１　グレイス五城Ｄ号
債務者　鋤柄　朋世（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　敏喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２５０号
三重県三重郡朝日町大字縄生552番地　アサヒハイツ101号室、旧住所三重県三重郡朝日町大字縄生2088番地６
債務者　あさひすくうる（旧あさひ塾）こと　福山千花子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稗田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
長崎県長崎市桜木町５番２号
債務者　山本　康平
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　雅英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２０号
秋田県横手市平鹿町浅舞字道川南38番地
債務者　柿崎由美子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第５９３号
静岡市葵区瀬名２丁目32番24―205号、旧住所静岡市葵区千代田１丁目４番30号
債務者　堀池　辰男
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間　　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７号
釧路市知人町４番10号
債務者　瀬戸ちよめ
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　康夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２７２号
高知市一宮しなね１丁目24番20号、申立時の住所高知市一宮しなね２丁目20番12号
債務者　浜岡　哲也
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２６号
函館市戸倉町30番18号
債務者　附田　敏政
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３６号
函館市元町28番４―303号
債務者　寺澤美保子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第８号
岩手県大船渡市猪川町字久名畑67番地３
債務者　高渕　　徹
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部